

登校可能日の設定について

兵庫県より、県内及び近隣府県の感染状況等を踏まえ、第1学区の県立高校について臨時休業を5月31日まで継続するが、登校可能日を週1回を上限とし設定する旨の方針が示されました。特別支援学校については、上記の基準を踏まえて、対応することとなりました。

なお、この登校可能日は、登校を希望される幼児児童生徒のみ登校していただき、また、保護者の方の懸念から登校されない場合でも欠席扱いにはなりません。また、登校を希望されなかった幼児児童生徒についても、家庭訪問や電話連絡等により、健康面の確認、学習活動への指導等を行います。

登校可能日の詳細な日程等については、各学部よりお知らせしますので、ご確認ください。

記

- 1 設定期間および在校時間(予定)
5月20日(水曜)から5月29日(金曜) 1回の登校あたり1時間30分～2時間程度
- 2 登校方法 : 分散登校

※給食の提供はありません